



FOUNDIN IP

NEWSLETTER 2022



外国企業と中国特色的実用新案

実用新案は、最近我が国で最も人気があり、特色のある特許保護形式として、2020 年その出願申請件数は 300 万件(2021 年は既に 312 万件に達した)近くで、ほとんど特許発明件数の 2 倍であった。

よく知れ渡っているように、特許制度はもともとイギリスに由来した。1236 年イギリス国王ヘンリー三世がある市民に各種の布を 15 年間作られる特権を付与し、それから 200 年余り後、ベニス共和国で世界最初の特許法(1623 年のイギリスの「独占法」が世界最初の特許法という見解もある)が公布された。だが、実用新案制度は、1891 年になって初めてドイツで誕生した。現在、世界でおよそ 120 カ所の国家と地域で実用新案あるいは類似制度を実行し、その中で 93 カ所の国家と地域は本国あるいは当該地域の実用新案制度を保有し、他の 27 カ所の国家はアフリカ広域知的財産機関(ARIPO)とアフリカ知的財産機関(OAPI)の加盟国として実用新案制度を導入している。(注 1)

我が国が実用新案を保護する目的は、低コストと研制周期が短い小発明の創造を激励して、経済発展の需要により早く適応するためだ。周知のとおり、我が国で実用新案は無審査となっており、そのため一度「非正常申請」(注 2)の重災区になったこともある。だが、その特色による優勢が明らかであるし、安価・迅速(無審査で、6-10 カ月で権利付与が可能)に登録できるし、権利維持が容易(製品特徴の

挙証がやすいし、権利侵害損害賠償の計算方式も発明と変わらず、1 件の実用新案の権利侵害損害賠償金額が 4000 万円となる（注 3））である反面、無効が難しい（創造性に対する要求が低いため、無効されにくい）等の原因で、依然として国内で最も人気のある特許保護形式である。

しかし、外国人申請者、特に申請者が企業の場合は、中国で実用新案を申請するにあまり興味を持っていないようだ。2020 年、我が国の特許発明登録件数が 53 万件であり、その中で外国人申請者の特許権登録件数は 9 万件で、およそ全体の 17%を占めている。だが、年 237 万件近くの実用新案の場合、外国人申請者の登録訴件数はわずか 8000 件に過ぎず、全体の 0.3%しか占めていない（注 4）。このような状況を引き起こす原因として多数あるが、ほとんどの場合は外国人申請者の自国実用新案制度の影響を受けたものである。例え、ある国家の実用新案の場合は、権利維持も難しく、リスクも大きくて、無効にされやすいし、これらの国家（さらにいくつかの特許出願大国においても）で実用新案制度の存在性も極めて低いし、申請者の場合は本国でも申請しないし、中国でも優先権のない最初の申込みはほとんどない。

産業グローバル化がますます完璧になりつつある今日この頃、多くの大手グローバル企業が我が国に研究開発センターを設け、その研究開発センターから産み出された新技術は、もし内部発明の要求に達しなければ、権利保護ができない。同じように、外国企業の本国での研究開発センターでも上記のように内部発明の要求を満たさないと、権利が保護されない。実際、もしこれらの技術は中国で実用新案制度によって、権利を取得すれば、コストパフォーマンスは言うまでもない。

幸いにも、ますます多くの外国企業がこの点を認識し、最近、国内特許事務所で引き受けた、いわゆる「渉外執筆」業務は次第に増えていき、その中で上記の新技術と関連する実用新案特許も少なくない。一般的なパターンとして、クライアントが技術資料（中国語又は外国語）を提供し、特許事務所から中文明細書を作成して局に提出する。必要な場合には、PCT 申請も一緒に提出する。次の図 1 は、ある外国企業のために作った明細書作成から局提出までの流れの例である。図 2 は、明細書骨子の作成サンプルである。もちろんクライアントのニーズに応じて外国語で作成することもできる。

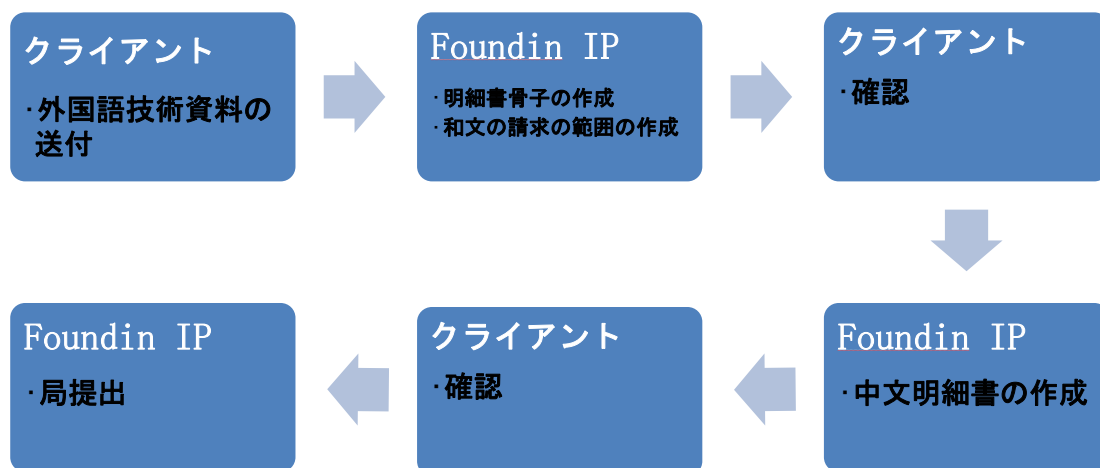


図 1

番号	項目	内容の骨子	コメント (クライアント)	コメント (Foundin IP)
1	発明の名称	****装置		
2	技術分野	本申請及び複合一種****装置		
3	背景技術	①. 背景 ****向け ②. 課題 従来技術では、 (A) (B)		
4	発明の概要	①. 概要 請求の範囲に基いて作成 ②. 効果 前記課題が解決できる		
5	図面の簡単な説明	【図 1】複合****を説明するための断面図である 【図 2】****を説明するための上面図である ...		
6	発明を実施するための形態	①. 装置**** 1 の構成 ②. 装置**** (2) の構成 実施例 1 実施例 2 実施例 3 ③. 効果 ④. 応用		

図 2

このように、明細書骨子の作成と特許請求の範囲までいずれも外国語で作成され、外国企業の業務担当者らは保護すべき権利の範囲を明確に把握することができるだけでなく書類全体に限って翻訳料金も発生しない。

前記のとおり、中国特色的な実用新案は、安価・迅速登録可能し、権利維持が容易である反面、無効されにくいし、さらに外国企業にも適用されるため、良い選択と言わざるを得ない。

筆者： Foundin IP 魏彦 (ぎ・げん、Yan WEI)/パートナー弁理士



注釈

- (1) 国家知識産権局専利局実用新案審査部
- (2) 国家知識産権局：非正常申請行為の定義の解釈、《特許出願行為の規範化に関する方法》が2021年3月11日に国家知的財産権局から公告された。(第411号)
- (3) 2017年1月、格力電器は寧波奧克斯空調有限公司、広州晶東貿易有限公司に対しZL200820047012.Xの実用新案特許権侵害訴訟を提起した。
2018年4月20日、広州知識産権法院は一番で、権利侵害が成立するし、4000万円の損害賠償を支払うよう判決した。
2019年8月30日、広東省高級人民法院は二審で、一番原審を支持した。
2020年4月10日、広東省高級人民法院は本件に関する《広東省高級人民法院執行裁定书》(2020)を発表した。粵執復117号
- (4) 国家知識産権局2020年度報告

北京市知識産権紛争調停センター設立

知的財産権紛争に対する多角化調整をさらに強化するため、北京市知識産権紛争調停センターが 23 日に発足された。北京市知識産権局の周立権副局長は、次のステップは、知識産権紛争調停センターが総括指導し、知識産権紛争人民調停委員会と人民調停工作室が幅広く参加する立体化調停作業ネットワークを持続的に健全かつ完善することであると述べた。

ここ数年、北京知的財産権の創造と保護水準が上昇するにつれ、知的財産権紛争も日増しに増えている。現在、北京市知的財産権保護センターは、ソフトウェア、電子情報、医療器機などの知的財産権紛争が頻発する分野に 16 カ所の業界別、専門的な知的財産権紛争人民調停委員会を設立することを支援しており、2021 年 11 月末までに、各種知的財産権紛争の累積受理件数は 30815 件に達し、調停成功率は 63.5%に達した。同時に、市内の重点産業団地に 9 カ所の知的財産権紛争人民調停工作室を指導・設置し、紛争を源頭でかつ基層で解決するようにした。

今年 10 月、国家知識産権局と司法部は「知的財産権紛争調停業務を強化するに関する意見」を共同発行し、知的財産権紛争調停業務の総括推進、組織とチームビルディングの強化、制度と仕組みの完善などに明確な要求を提起した。周立権は、北京市知識産権紛争調停センターの設立は、本市の知的財産権紛争の多元化調停仕組みと立体化ネットワークシステムをさらに完善し、各種の知的財産権専門機関の役割を十分に発揮し、組織形態と業務方式を創新し、知的財産権紛争調停業務を深めるための重要な措置であると述べた。

出典：中国専利保護協会

中国 2021 年特許発明登録件数統計データ

「中国 2022 年全国知識産権局局長会議」は 6 日、テレビ・電話会議の形式で北京で開催された。国家知識産権局の申長雨局長は、業務報告で中国 2021 年知的財産権の発展に関するデータを以下の通り公表した：

特許発明登録件数は 69 万 6000 件、実用新案は 312 万件、意匠は 78 万 6000 件で、中国国内（香港、マカオ、台湾を除く）の人口 10,000 人当たりの高価値特許発明保有数は 7.5 件で、特許協力条約(PCT)に基づく国際出願件数は 7.3 万件である。高価値特許発明の審査周期は 13.3 カ月に減り、特許発明の平均審査周期は 18.5 カ月に減少した。

出典：中国新聞網